

# 第2次南あわじ市総合計画後期基本計画 策定方針

## 1. 計画策定の経緯

- 2005(平成17)年、緑町、西淡町、三原町及び南淡町の対等合併により誕生した南あわじ市では、2007(平成19)年に2016(平成28)年度末を目標年度とした「第1次南あわじ市総合計画」を策定、その後、2017年(平成29年)には2026(令和8)年度末を目標年度とする「第2次南あわじ市総合計画」を策定し、「だから住みたい 南あわじ～人がつながる 笑顔あふれる ふるさとづくり～」を将来像とするまちづくりを進めているところです。
- この「第2次南あわじ市総合計画」の「前期基本計画」の計画期間が2021(令和3)年度末に満了を迎えることを踏まえ、2022(令和4)年度を計画初年度とする「後期基本計画」の策定を行うものです。

## 2. 総合計画とは

- 総合計画とは、都市がめざす将来像を描くとともに、その実現のためのまちづくりの方向性や主な施策を定めた長期的なまちづくり計画で、市政運営の基本方針となり、本市が策定するすべての計画の最上位に位置づけられる計画です。
- 総合計画は、「基本構想」と「基本計画」により構成されます。

総合計画	
基本構想	まちづくりの基本姿勢やめざす10年後の将来像を定めるとともに、まちづくりの目標と行政の基本姿勢を示します。
基本計画	基本構想で掲げる将来像の実現をめざし、各分野別に取組んでいく施策を体系的に位置付けます。

### ＜「第2次南あわじ市総合計画」について＞

- 「基本構想」は、本市の将来像の実現のための3つの政策の柱と、それぞれに政策目標を掲げています。
- 「後期基本計画」の策定は、この政策の柱を踏まえながら、今日の南あわじ市を取り巻く社会情勢の変化やまちづくりに関する市民意向等を的確に把握し、これらを反映した計画として策定するものです。
- 「後期基本計画」の計画期間は、2022(令和4)年度から2026(令和8)年度までの5年間です。

年度									
2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
第2次南あわじ市総合計画 ＜基本構想＞									
第2次南あわじ市総合計画 ＜前期基本計画＞					第2次南あわじ市総合計画 ＜後期基本計画＞				



## 3. 「後期基本計画」策定の基本的な考え方

- ① 「施政方針」と整合した計画づくり
  - 「第2次南あわじ市総合計画」の政策体系についてはその「基本構想」において示されているところではありませんが、「施政方針」の政策の柱となっている“5つの行動”に即したまちづくりを進める観点から、この“5つの行動”を柱とする「後期基本計画」の新たな政策体系を構築します。
  - 新たな「政策体系」においては、“5つの行動”を柱に基づき、従来からの13の“まちづくりの目標(政策目標)”を体系化することで、「前期基本計画」からの連続性にも配慮します。
- ② 計画マネジメントの視点からの計画づくり
  - これからの「総合計画」においては、進捗管理・マネジメントがますます重要となることを踏まえ、客観的な評価が可能となるよう、「前期基本計画」において設定されている目標指標については「後期基本計画」においてもより実効性の高い目標指標として検討・設定します。
  - 持続可能な社会、まちづくりの観点において、SDGsとの関連性を踏まえた計画づくりを行います。
- ③ 市民の参画と協働による計画づくり
  - 市民意識調査等を含め、計画策定プロセスにおける住民参画を実現するとともに、市職員も一丸となった協働による計画づくり・まちづくりを目指します。
  - 計画策定は、これまでのまちづくりへの市民評価やこれからのまちづくりへの市民意向を把握し、これを十分に踏まえた計画づくりを行います。
- ④ わかりやすく親しみやすい計画づくり
  - 「前期基本計画」における掲載項目等を踏まえるものとしませんが、市民にとってよりわかりやすく、親しみやすい計画となるよう、掲載項目・内容等のシンプル化等を含め計画づくりを行います。

## 4. 策定体制

組織	役割
総合計画審議会	市長からの諮問を受け、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための新たな基本計画の策定について協議し、計画案として市長に答申します。

## 5. 策定スケジュール(概要)

- 7月上旬 「前期基本計画」進捗状況の評価総括
- 8月 「後期基本計画」掲載情報に関する各課へのシート調査(配布、調査期間:1ヶ月程度)
- 9月上旬 市民意識調査結果とりまとめ
- 9月中旬 計画課題の抽出
- 9月下旬 トップインタビュー
- 10月 各課への補完ヒアリング(適宜)
- 12月 「後期基本計画」(素案)作成
- 1月 パブリックコメントの実施
- 2月 パブリックコメントを反映した「後期基本計画」(最終案)作成
- 3月 「後期基本計画」策定